(3)　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（(2)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)から(四)までに掲げる者以外のもの　次のaからdまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからdまでに掲げる単位数

a　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　四八、一一〇単位

b　区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三三、七四〇単位

c　区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二六、九二〇単位

d　区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二一、五〇〇単位

(二)　介護保険給付対象者（(三)及び(四)に掲げる者を除く。）　一六、〇二〇単位

(三)　介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(四)に掲げる者を除く。）　次のaからeまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからeまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二六、七二〇単位

b　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　一九、三五〇単位

c　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一六、〇二〇単位

d　区分四に該当する者　一五、一〇〇単位

e　区分三に該当する者　一一、六九〇単位

(四)　介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）又は介護給付費等単位数表の第15の1の2の日中サービス支援型共同生活援助サービス費（以下「日中サービス支援型共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（(7)及び(8)に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　b及びcに掲げる者以外のもの　三、九六〇単位

b　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5又は日中サービス支援型共同生活援助サービス費の注6若しくは注7に掲げる単位数を算定されるもの（cに掲げる者を除く。）　次のiからiiiまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれiからiiiまでに掲げる単位数

i　区分六に該当する者　一六、三七〇単位

ii　区分五に該当する者　一〇、三四〇単位

iii　区分四に該当する者　八、〇六〇単位

ハ　重度訪問介護に係る支給決定を受けた者（ロに掲げる者を除く。）　次の(1)から(4)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(1)から(4)までに掲げる単位数

(1)　(2)から(4)までに掲げる者以外のもの　次の(一)から(四)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(四)までに掲げる単位数

(一)　区分六（障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成二十六年厚生労働省令第五号。以下「区分省令」という。）第一条第七号に掲げる区分六をいう。以下同じ。）に該当する者　四七、四九〇単位

(二)　区分五（区分省令第一条第六号に掲げる区分五をいう。以下同じ。）に該当する者　三三、三一〇単位

(三)　区分四（区分省令第一条第五号に掲げる区分四をいう。以下同じ。）に該当する者　二六、五七〇単位

(四)　区分三（区分省令第一条第四号に掲げる区分三をいう。以下同じ。）に該当する者　二一、二二〇単位

(2)　介護保険給付対象者（(3)及び(4)に掲げる者を除く。）　一四、四九〇単位

(3)　介護給付費等単位数表の第6の1の生活介護サービス費、介護給付費等単位数表の第10の1の機能訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第11の1の生活訓練サービス費、介護給付費等単位数表の第12の1の就労移行支援サービス費、介護給付費等単位数表の第13の1の就労継続支援A型サービス費又は介護給付費等単位数表の第14の1の就労継続支援B型サービス費（以下「生活介護サービス費等」という。）を算定される者（(4)に掲げる者を除く。）　次の(一)から(五)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(五)までに掲げる単位数

(一)　区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　二六、三八〇単位

(二)　区分五に該当する者のうち介護保険給付対象者以外のもの　一九、一〇〇単位

(三)　区分五又は区分六に該当する者のうち介護保険給付対象者であるもの　一四、四九〇単位

(四)　区分四に該当する者　一四、九一〇単位

(五)　区分三に該当する者　一一、五四〇単位

(4)　介護給付費等単位数表の第15の1の共同生活援助サービス費（以下「共同生活援助サービス費」という。）を算定される者（ト及びチに掲げる者を除く。）　次の(一)から(三)までに掲げる者の区分に応じ、それぞれ(一)から(三)までに掲げる単位数

(一)　(二)及び(三)に掲げる者以外のもの　三、九一〇単位

(二)　指定障害福祉サービス基準附則第十八条の二第一項の規定の適用を受ける利用者であって、共同生活援助サービス費の注5に掲げる単位数を算定されるもの（(三)に掲げる者を除く。）　次のaからcまでに掲げる者の区分に応じ、それぞれaからcまでに掲げる単位数

a　区分六に該当する者　一六、一六〇単位

b　区分五に該当する者　一〇、二一〇単位

c　区分四に該当する者　七、九六〇単位